



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第73号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1992, 73, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78884
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

■ 目 次 ■

〈特別寄稿〉 トゥルファン出土「某氏殘族譜」初探（Ⅱ）……………王	素著	1
	關尾史郎訳	
王素先生略歴・王素先生著作目録……………		5

〈特別寄稿〉

トゥルファン出土「某氏殘族譜」初探（Ⅱ）

王 素著
關尾 史郎訳

一 譜主の郡望と姓氏（承前）

第二に指摘すべきは、麴氏高昌国（以下、高昌国と略記）には金城麴氏のみならず、西平麴氏も存在していたという事実である。

麴氏高昌国の姓族に関する従来の研究はいずれも、麴氏といえば王室の麴氏のことと考え、麴氏にこれとは異なる郡望もあったということについては注目を怠ってきた。周知のごとく高昌国をたてた麴嘉は元来「金城榆中の人」であった。西漢時代、金城は河西五郡の一つとして設けられ、その領域は広大であった。東漢の末年になってはじめて金城から西平郡が分置された。つまりこれによって麴氏も単一の郡望から複数の郡望を有することになったのである。当初、金城の麴氏にも西平の麴氏同様にすこぶる謀反を起こす傾向があった。例えば『魏志』巻八張繡傳には、「邊章・韓遂、亂を涼州に爲し、金城の麴勝は、祖厲長劉雋を襲殺す。」とある。しかしやがて金城麴氏は西平麴氏と袂を分けて、王室に心を寄せるようになった。その最も代表的な事例は、西晋の末年に金城の麴允が部衆を率いて長安を守備し、劉曜らと数年間もの間激戦を繰り広げ、最後は捕虜となり、発憤して自ら命を絶ったことであろう。彼については、『晋書』巻八九忠義傳に本伝が立てられている。これによれば、麴氏は游氏とともに代々この地の豪族であって、西州では、「麴と游とは、牛羊頭を数えず。南に朱門を開けば、北に青樓を望む。」と謡われていた。この麴氏は金城麴氏のことであろう。道理からいって、西平麴氏はしきりに謀反を起こしていたので、その生活状況は動揺を繰り返し、資産の蓄積は困難だったであろう。しかし金城麴氏はこれとは異なり、王室に心を寄せていたので、生活は安定して産業を営む条件には恵まれていた。したがって金城麴氏の経済的な地位が西平麴氏のそれより高かったのも、理の当然といえる。しかも経済的な地位が政治的な地位を決定するとすれば、金城麴氏の政治的な地位が西平麴氏のそれに比較して高かったのも、これまた理の当然である。高昌国にあっては、金城麴氏は王室であり、いっぽうの西平麴氏はただの大族にすぎなかったもので、両者の地位にはいっそうの格差が生じたはずである。この点に関しては、トゥルファン出土の文物資料から追究することも可能である。

トゥルファンから出土した墓表・墓誌のうち、麴氏に関係するものは約二〇方に上るが、郡望を記したものと記さないものとがある。前者、すなわち郡望を記したものは五方だけである。以下に節録するのがそれである^{〔2〕}。

- ㊤延昌卅一（五九一）年趙懷祭墓表
倉部司馬、追贈倉部長史、金城趙懷祭之墓表。
- ㊦延昌卅（六〇〇）年趙孝嵩妻張氏墓表
新除箱上將、後遷爲曲尺將、後遷爲巷中將、金城趙孝嵩妻張氏之墓表。
- ㊧延和十一（六一二）年張鼻兒妻趙氏阿毳墓表
侍郎張鼻兒妻、故金城趙氏女阿毳、春秋四十八、殯葬斯墓。
- ㊨垂拱四（六八八）年張雄妻趙氏墓誌銘
夫人隴西金城趙氏。
- ㊩開元三（七一五）年張公夫人趙娘墓誌銘
夫人諱娘、字仙妃、金城榆中人也。
この五例以外はいずれも郡望を記さない。高昌国と関連するものだけを以下に節録する。
- ㊪建昌四（五五八）年趙那妻阿度墓表
兵曹司馬趙那妻、喪於交河城西、白字阿度女、趙氏之墓表。
- ㊫延昌十七（五七七）年趙謙友墓表
故處士趙謙友、追贈交河郡鎮西府功曹吏、趙君之墓表。
- ㊬延昌十七（五七七）年趙彈那墓表
鎮西府帶閣主簿、遷兵曹司馬、追贈高昌兵部司馬、字彈那、春秋六十九、寢疾卒。夫人敦煌張氏、趙氏之墓表。
- ㊭延昌廿四（五八四）年趙顯穆墓表
新除兵曹參軍趙顯穆、春秋七十有七、趙氏之墓表。
- ㊮延昌廿九（五八九）年趙懷祭妻王氏墓表
倉部司馬趙懷祭妻、遇患殞亡、春秋六十有六、王氏夫人之墓表。
- ㊯延昌卅一（六〇一）年張阿質妻趙氏墓表
新除王國侍郎、轉遷殿中將軍、敦煌張阿質妻趙氏之墓表也。
- ㊰延和九（六一〇）年趙孝嵩墓表
新除鹿門子弟將、遷殿中中郎將、追贈殿中將軍、趙孝嵩之墓表。
- ㊱義和四（六一七）年張順妻趙玉娥墓表
陵江將軍張順妻、趙氏玉娥之墓表。
- ㊲重光三（六二二）年趙慶瑜墓表
新除鎮西府省事趙慶瑜、遷功曹吏、更遷帶閣主簿、轉遷田□（曹）司馬□□□□□□、卒於交河□□、春秋六十有五、趙氏之墓。
- ㊳延壽九（六三二）年趙延紹墓表
鎮西府府門散望將、趙延紹、春秋五十有六、以風車靈柩、殯葬於墓、趙氏之墓表。
- ㊴延壽九（六三二）年趙悅子墓表
鎮西府府門散望將、趙悅子、□□□□十有五、□□□□□殯葬□□□□□。
- ㊵永徽五（六五四）年史伯悅妻趙氏墓表
交河縣、故帶閣主簿史伯悅妻趙氏、春秋六十有四、殯葬斯墓。
- ㊶麟德元（六六四）年張氏夫人趙姜墓表
夫人諱姜、威遠將軍・中兵校郎趙氏之女。
- ㊷乾封二（六六七）年王歡悅夫人趙氏墓誌
僞殿中將軍・皇朝驍騎衛王歡悅夫人趙氏墓誌。
- ㊸永淳二（六八三）年張歡夫人趙連墓誌銘
大唐故僞吏部侍郎張歡夫人趙氏墓誌銘。……夫人諱連字戒、高昌僞左衛大將軍隋之女也。
以上に列挙した趙氏に関係のある墓表・墓誌のうち、郡望を明記した五方は三方が高昌国時代の、

二方が唐代のものである。いっぽう郡望を欠いている一五方は一方が高昌国時代の、四方が唐代のものである。魏晋時代以降、中国では郡望は士族身分の者にとっては重要な標識であって、士族は家伝・族譜と神碑・墓誌とに関わりなく、真っ先に郡望を明記する必要があった。高昌国から唐西州にかけての時代も、おおよその状況は同じであった。したがって郡望を明記しないのには必ずやなんらかの理由があったはずである。トゥルファン出土の高昌国・唐西州時代の墓表・墓誌を通観すると、それには主として三つの理由があったことがわかる。第一は合葬墓の場合である。この場合、夫婦のどちらかに既に郡望を明記したので、もういっぽうには郡望を省略しても支障がなかったのである。本譜が出土したアスターナー一三号墓の墓主である張順の墓表はこの例に属する。すなわち先に引いたその妻馬氏の墓表に、既に「敦煌張氏妻扶風馬氏」と明記してあるので、張順本人の墓表では「敦煌」という郡望が省略された。また⑥の麴孝嵩の妻張氏の墓表にも「金城麴孝嵩妻張氏」と記されているので、①の麴孝嵩自身の墓表には「金城」という郡望が省略された。このような例はきわめて多数に上る。さらに④の麴懷祭の場合も、彼自身の墓表に「金城麴懷祭」と記してあるので、④のその妻王氏の墓表では、夫である麴懷祭について言及する場合も「金城」なる郡望を省略してしまっている。これなどもこの例に含まれよう。第二は、高昌国の滅亡に伴い、かつての貴族の郡望が基本的にその意義を喪失し、ことさら言及する必要がなくなったというケースである。トゥルファン出土の唐西州時代の中・後期の墓誌には、「西州某縣某郷人」と改称されているものが多い。上に引いた六方の唐西州時代前期の麴氏関係の墓表・墓誌のうち、わずかに二方に「金城」という郡望が記されているだけで、その他の四方はいずれも郡望を欠いている。これらの墓表・墓誌は、⑦の張氏の夫人麴姜の父が高昌国時代威遠將軍・中兵校郎を、⑧の張歡の夫人麴連の父は同じく左衛大將軍を勤めており、いずれも金城麴氏だったことは疑いない。にもかかわらず郡望を挙げていないのは、おそらくその必要がないと判断されたからであろう。そして第三は、本来の郡望が高昌国にあっては顕著ではなく、それこそ「金看板」などではなかったので、意図的に省略して明記しないというケースである。これについては、諸氏族にわたって多数の具体例があり、ここには列挙できない。上に挙げた麴氏関係の墓表・墓誌に関しては、金城の郡望を記すものばかりで、西平の郡望を記したものはないが、分析してみるとこの例に属することがわかる。郡望を明記しない墓表・墓誌は計一五方に上るが、先ず前述した金城の郡望に属する四方（⑪・①・⑤・⑥）を除外し、さらに女性が墓主である五方（⑦・⑧・⑩・④・③）もととりあえず対象から除外して、ここでは男性を墓主とする六方の墓表・墓誌について分析してみよう。この六方の墓表・墓誌を検討すると、六名の男性の墓主の官歴に二つの共通点を見い出すことができる。第一点は官位がみな高くなくということ、第二点はいずれも交河郡鎮西府の官職であるということである。侯燦先生が高昌国時代の官職を九つの等級に分けているが¹³⁾、これによれば、以上の六名の墓主は、⑥の麴彈那が鎮西府兵曹司馬、⑧の麴慶瑜が鎮西府田曹司馬とともに第六級、③の麴謙友が処士で交河郡鎮西府功曹吏を追贈され、①の麴顯穆も交河郡鎮西府兵曹參軍なのでともに第七級、④の麴延紹と⑤の麴悦子は等しく鎮西府府門散望將なので第八級となる。先に保留した女性の墓主についても見てみると、⑦の阿度は交河城西で亡くなっているので、その夫麴那も鎮西府の兵曹司馬であろう。また④の麴氏の夫史伯悦も交河の人で、仕官したのは鎮西府帶閣主簿である。これらの例は麴氏と交河郡との間になんらかの関係があったことを想定させる。すなわちこれら麴氏の出身者が就いた官職の等級はどれも一様に高くなく、したがってここから、彼らが高昌国にあってはともにけっして高門大族ではなかったことが明らかになる。かつまた仕官先が交河郡鎮西府に集中している点からは、彼らがとりわけ交河郡の地に密着していたことが明らかになる。周知のように、はじめ河西の大族は高昌に西遷する際に、一族で集団行動をとることが多かった。そして高昌に定着するにあたって、決まった一定の地域に落ち着いたケースが多かった。例えば敦煌の張氏は主として高昌県に集中し、敦煌の令孤氏は主として南平郡に集中していた¹⁴⁾。王室としての地位や敦煌張氏との歴代に及ぶ婚姻関係などから判断して、金城麴氏も主として高昌県に集中していたことは疑いない。とすると、交河郡に集中していたこれらの麴氏の一族が金城麴氏に所属していたと考え

ることは不可能であって、つまるところ西平麹氏と考えるほかない。すなわちはじめ西平麹氏も一族で西遷したのであって、高昌には金城麹氏だけではなく、それとならんで西平麹氏も存在していたのである。しかし高昌においては、彼らはごく普通の大家族であって、格別に重視されるような存在ではなかった。彼らは歴代にわたり交河に居住し、しかも代々交河郡鎮西府に仕官することになっており、都城に定着して王室ともなった金城麹氏に比べた時、その惨めな地位には慚愧に耐えがたいものがあり、やがて自己の郡望を掲げることさえ欲しくなるに至ったのではあるまいか。トゥルファン出土の麹氏関係の墓表・墓誌のなかに、西平の郡望を見い出すことができないのは、このような事情に由来するものと考えられる⁽⁶⁾。

さて論をもどして、あらためて本墓の墓主である張順の後妻麹玉娥と、それに関連する問題について考えてみよう。周知のように、高昌国時代、敦煌張氏と金城麹氏とは代々婚姻関係を結んでいた。先に引いた一九方の麹氏関係の墓表・墓誌のうち、張氏と麹氏の婚姻は九組ほど見い出せる。そのうち敦煌張氏と金城麹氏の組み合わせは、既に分析したように、㉔と①の麹孝嵩と張氏、㉕の張鼻兒と麹阿毳、㉖の張雄と麹氏、㉗の張氏と麹姜、㉘の張歡と麹連、および㉙の張氏と麹娘六の六組である。またこの他にも、㉚の張阿質と麹氏もその可能性があるのも、計七組となる。㉛の麹彈那と張氏のケースは、張氏が敦煌張氏であるのに対して、麹彈那は先述のごとく西平麹氏であった。ここでとくに強調しておかなければならないのは、西平麹氏と敦煌張氏との通婚は不可能であったということである。敦煌張氏には本来二つの支族、すなわち南陽張氏と清河張氏とがあり、高昌国にあっては、双方が等しく有力であるというわけではなかったのである。この時代、王室の金城麹氏と通婚していたのはもっぱら南陽張氏であり、したがって南陽張氏が清河張氏と比べて枢要の高い地位を多く得ていたことも明白である。清河張氏が南陽張氏に劣り、西平麹氏が金城麹氏に劣っており、かつ南陽張氏が金城麹氏と通婚していた以上は、清河張氏こそ西平麹氏と通婚するにふさわしい存在だったはずである。麹彈那の夫人などは清河張氏の出身であろう。そして最後に残った一組が本墓の墓主張順と麹玉娥のケースである。張順は敦煌の人であるが、その最初の妻が扶風馬氏であることから判断して、彼は南陽張氏の出身と思われる。南陽張氏も扶風馬氏も高昌にあっては貴族層に属しており、両者の通婚は家柄として均衡のとれたものということができるからである。このように考えられるとすれば、麹玉娥が西平麹氏の出身であるとする、張順の後妻として彼女が選ばれたのは、家柄が不相応なのではないか、という疑問がありえよう。しかし軽視してはならないのは、麹玉娥の身分が後妻だったという事実である。当時の後妻の社会的な地位は最初の妻のそれに及ばなかった⁽⁷⁾。隋唐時代以後、後妻は「接脚夫人」と称され、ますます尊重されなくなっていった。したがって名門大族出身の女性が後妻として他家に入ることはきわめて少なかったのである。例えば、「章和七（五三七）年張文智墓表」によれば、敦煌の人である張文智の最初の妻は扶風馬氏の女性だったが、後妻は張掖鞏氏の女性であった。これは本墓の墓主のケースときわめて類似している。張掖鞏氏は高昌国では貴族には数えられておらず、西平麹氏とほぼ同じような境遇にあったからである。ここから、後妻の社会的な地位は高くないことが確実に証明された。麹玉娥の出身も西平麹氏という以外に考えられないのである。

以上の分析と研究を通じて、本譜は「西平麹氏族譜」と命名するにふさわしいものであることが明らかになったのである。（第一章おわり 待続）

【原註】

- (6) 羅振玉の『雪堂金石文字跋尾』巻四によれば、今世紀初頭洛陽から「武周久視元（七〇〇）年麹信墓誌」が出土したが、ここには麹信が西平の人で、西國昭武王の族孫となっている。羅振玉はこれについて、西國が高昌国を、そして昭武王が麹嘉をさしており、したがって麹信を高昌王の末裔で、高昌国の滅亡後唐に入ったとしている。しかしこの墓誌については疑問がある。東漢の建安年間（一九六年～二二〇年）に、西平郡が金城郡から分置されてから、唐の久

視元（七〇〇）年に至るまで五百年もあり、西平麴氏と金城麴氏は既に疎遠になっており、もはやいかなる関係も設定しえない。したがって墓誌のなかで、西平の麴信が金城の麴嘉の族孫を自称していた点も、理解できない。この問題を解決しなければ、本墓誌を、高昌に西平麴氏が存在していた確証として用いることはできないであろう。

- （7）『顔氏家訓』卷一後娶篇、ならびに王利器『顔氏家訓集解』（上海 上海古籍出版社、一九八〇年）、参照。

◆王 素 先 生 略 歴

1953年10月22日 湖北省武漢市生。

1981年9月 武漢大學歷史系碩士研究生（魏晉南北朝隋唐史專攻）、修了。

1981年12月 國家文物局古文獻研究室に所属し、『吐魯番出土文書』釈文本（全10冊）の整理工作に従事。

1982年10月 『出土文獻研究』の編集に参加。

1982年12月 國家文物局古文獻研究室助理研究員に就任。

1985年より 『吐魯番出土文書』図文対照本（全4冊）の修訂と編集工作に責任者として参加。

1988年10月 『出土文獻研究続集』を責任編集。

1990年12月 『文史』第36輯（古文獻研究專号）の編集に参加。

1991年1月 古文獻研究室と文物保護科學技術研究所が合併して中國文物研究所となる。

1992年2月 中國文物研究所副研究員に昇任（予定）

◆王 素 先 生 著 作 目 録

A 著 書

- （1）『三省制略論』濟南 齊魯書社 1986年5月
- （2）『唐写本論語鄭氏注及其研究』北京 文物出版社 1991年11月
- （3）（陳仲安氏と共著）『漢唐職官制度研究』北京 中華書局（印刷中）
- （4）『隋官縱橫談』香港 中華書局（印刷中）
- （5）『陸贄集』北京 中華書局（整理点校・印刷中）

B 論 文

- （1）「《吐魯番出土文書》前三冊評介」『中國史研究』1983年第2期 155～163
- （2）（王冀民氏と共著）「文中子辨」『文史』第20輯 1983年9月 231～249
- （3）「關於隋薛道衡所撰《典言》殘卷的幾個問題」『考古與文物』1984年第2期 101～105, 100
- （4）「吐魯番所出《晉陽秋》殘卷史實考證及擬補」『中華文史論叢』1984年第2輯 25～47
- （5）「敦煌文書中的第四件《論語鄭氏注》」『文物』1984年第9期 62～64
☆再録：A（2） 172～179
- （6）（李方氏と共著）「《梁四公記》所載高昌經濟地理資料及其相關問題」『中國史研究』1984年第4期 131～135
- （7）「高昌令孤氏的由来」『學林漫録』第9集 1984年12月 184～188
- （8）「《唐大詔令集》中的重複詔令及其處理」『古籍整理出版情況簡報』第136期 1985年3月 19～20
- （9）「魏晉南朝火祿教鈎沈」『中華文史論叢』1985年第2輯 225～233

- (10) 「高昌佛祠向佛寺的演变—吐魯番文書札記(二)—」『学林漫録』第11集 1985年8月 137～142
- (11) (李方氏と共著)「《唐摭言》作者王定保事蹟辨正」『文史』第25輯 1985年10月 336～338
- (12) 「高昌至西州寺院三綱制度的演变」『敦煌学輯刊』1985年第2期 79～83
- (13) 「敦煌唐写本《論語某氏注》殘卷志疑」『史学集刊』1985年第4期 55～56
- (14) 「麴氏高昌職官“儒林参軍”考略」『文物』1986年第4期 34～36
- (15) 「唐五代的禁衛軍獄」『中華文史論叢』1986年第2輯 117～130
- (16) 「高昌火祆教論稿」『歷史研究』1986年第3期 168～177
- (17) 「関于漢末泰山臧霸集团的幾個問題」『齊魯學刊』1987年第3期 3～7, 25
- (18) 「讀《書魏書蕭衍傳後》偶識」『文献』1987年第3期 264
- (19) 「略談安史之乱」『文史知識』1987年第9期 13～19 (“歷史百題”專欄)
- (20) 「南朝夏口地区社会經濟雜考」中国唐史学会・湖北省社会科学院歷史研究所編『古代長江中游的經濟開發』武漢 武漢出版社 1988年1月 30～43
- (21) 「吐魯番所出武周時期吐谷渾婦朝文書史実考証」『文史』第29輯 1988年1月 161～170
- (22) 「高昌故城的形成」『中国文物報』1988年7月15日 3 (“文物研究”版第6期)
- (23) 「唐写《論語鄭氏注》对策殘卷与唐代經義对策」『文物』1988年第2期 56～62
- (24) 「《唐改元年月録》跋」『考古与文物』1988年第3期 84～86
- (25) 「也論高昌“俗事天神”」『歷史研究』1988年第3期 110～118
- (26) 「高昌陰氏的由来—讀《高昌主客長史陰尚宿造寺碑》札記—」『中国文物報』1989年5月26日 3 (“文物研究”版第15期)
- (27) 「中国古代的宰相」『文史知識』1989年第8期 13～19 (“歷史百題”專欄)
- (28) 「麴氏高昌中央行政体制考論」『文物』1989年第11期 39～52
- (29) 「麴氏高昌曆法初探」国家文物局古文献研究室編『出土文献研究統集』北京 文物出版社 1989年12月 148～180
- (30) 「敦煌吐魯番文書中的“城主”」『中国文物報』1990年1月11日 3 (“文物研究”版)
- (31) 「吐魯番所出高昌取銀錢作孤易券試釈」『文物』1990年第9期 91～94, 73
- (32) 「昭武九姓及其文化東漸」『文史知識』1991年第3期 13～21 (“歷史百題”專欄)
- (33) 「《魏書》中関于李庶光先世郡望的公案」『学林漫録』第13集 1991年5月 257～262
- (34) 「唐代的御史台獄」『魏晉南北朝隋唐史資料』第11期 1991年6月 138～145
- (35) 「吐魯番出土伏羲女媧絹図新探」『文物天地』1991年第4期 32～35
- (36) 「梁元帝《職貢図》新探—兼說滑及高昌国史的幾個問題—」『文物』1992年第2期 72～80
- (37) 「吐魯番文書中有関岑参的一些資料」『文史』第36輯 1992年
- (38) 「吐魯番出土《某氏殘族譜》初探」(1992年待刊)
- ☆和訳：關尾史郎訳「トゥルファン出土『某氏殘族譜』初探」本誌前号、本号(以下、続刊)
- (39) 「吐魯番出土《某氏族譜》新探」(1992年待刊)

C その他

『中国文化知識精華』(武漢 湖北人民出版社 1989年2月)、『中国全紀錄』(臺北 台灣錦綉文化企業 1990年8月)の「魏晉南北朝」項、『中国大百科』の歴史巻・文物巻(ともに待刊)、『中国事典』(待刊)の「魏晉南北朝隋唐五代」項など大型学術工具書の主編・編集に従事したのをはじめ、短文・翻訳など計120余篇がある。

事務局(連絡先) 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会(The Research Society for Turfan Relics)